

こどもさくら公園におけるコンテナトイレ整備業務仕様書

本仕様書は、土庄町（以下「甲」という。）が発注する業務の実施に必要な事項を定めるものである。

第1章 業務内容

1 業務内容

(1) コンテナトイレの整備業務

コンテナトイレの仕様は、次のア～エのとおりとする。

ア コンテナの仕様

- ・外寸が長さ 5,400 mm±200 mm、幅 2,300 mm±200 mm、高さ 2,600 mm±200 mm であること。
- ・また、コンテナは1本で構成すること。（2～3本の分割型は不可）
- ・コンテナの部材は 10 年以上の使用を想定した耐久性に富む部材を使用すること。
- ・4tトラック1台に積み込み、荷台からはみ出さずに運搬できること。技術提案書において、コンテナトイレの総重量（便室、便器等込み、し尿、処理水を含まない重量）を記載のうえ、積載や運搬方法について提案すること。
- ・周囲の景観に見合うコンテナ外観とすること、最終的なコンテナ外観の色彩やデザインについては、甲と協議し決定すること。
- ・コンテナトイレは建築物に該当するので、基礎工事含め建築基準法に則った手続きを行うこと。また、公衆トイレとして福祉のまちづくり条例に適合すること。（計画通知、特定施設新築等通知、等に係る費用を含めること）
- ・コンテナ最下部からトイレ室床面までの高低差(段差)は 200mm 以下であること。
- ・段差解消用のスロープ等が必要な場合、それらも含めて 4tトラック1台で搬送できることが望ましい。

イ トイレ関係の仕様

- ・ユニバーサルデザイン 1 室に洋式水洗トイレ（簡易水洗式の場合はその旨を技術提案書に記載）及び小便器、女性用 1 室に洋式水洗トイレ（簡易水洗式の場合はその旨を技術提案書に記載）を備えること。
- ・下水道のない環境で使用することを想定しているため、自己処理型の内部循

環式トイレとし、水処理装置（浄化処理の方法は問わないが、し尿及び水洗洗浄水を再利用できるものであること）を備えていること。

- ・指定避難場所等での使用を想定しているため、排泄物処理装置の浄化処理能力は500回／日以上能力を有すること。
- ・500回／日の使用状況において水洗洗浄水の衛生性（大腸菌等のないこと）が機能的に担保されていること。
- ・技術提案書において、コンテナ移動後の給水（水種、必要水量）、災害発生時の連続使用回数（新たな水補給、汲取りなしの前提、災害時にはウォッシュレット、暖房便座、手洗器は使用しない前提）等について提案すること。
- ・年間を通じて午前9時から午後5時までの間、商用電源との接続が無い場合に、常時稼働する電力を供給できる太陽光発電システム付属（必要容量のリチウム蓄電池付き）とすること。また、太陽光発電による独立運転時に、コンテナトイレの全ての機能に関する運用制限を受けないこと。（日射量に関してはNEDOの日射量データベースに準拠のこと）
ソーラーパネルはコンテナトイレの屋根に設置する等、利用者から見えないう工夫すること。
- ・商用電源（AC100V）で稼働できること。
- ・各室には、暖房便座付きウォッシュレット、トイレトーパーホルダー、手すり、手洗器、フック等を設けること。（国土交通省「快適トイレ」の標準仕様を満足すること）
暖房便座使用時の電源は商用電源とし、ウォッシュレットと手洗器は上水から給水し、排水は水洗洗浄水の循環系統内へ行うものとする。
- ・ユニバーサルデザイン室内にはおむつ交換台を設けること。
- ・コンテナトイレの稼働状況を容易に把握できるよう、使用回数や各タンクの残量、空室状況、緊急時の非常ボタン作動状況、修理可否を自動通知できるIoT機能が付属していることが望ましい。
- ・トイレの出入り口には、庇等の雨よけを設けること。ただし、着脱可能、又は折りたためるものとする。

ウ 基礎工事の仕様

- ・基礎工事はコンクリート舗装（鉄網入）（7,000mm×4,000mm×100mm）とし、異形鉄線溶接金網（CD6 150×150mm）を含め施工すること
- ・コンテナトイレを設置する際に固定するアンカーはコンクリート舗装に前もって埋め込むこと

- エ 公衆トイレの設置位置は、参考「設置位置図」のとおりとする。
- オ コンテナトイレの設置以外に、基礎工事、給水設備工事、電気設備工事、申請手続き（建築基準法、その他関連法令）等を行うこと。

(2) 産業廃棄物処分業務

(1)で産業廃棄物が発生した場合には、受託者（以下「乙」という。）の責任において適切に処理すること。また、その処理に当たり法令などの規制を受けるものについては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を提出すること。

(3) 共通事項

ア 業務計画書の作成

業務方針、作業方法、作業工程等をまとめた業務計画書を作成し、あらかじめ甲の承諾を得ること。

イ 甲への報告及び説明

甲の求めに応じて、各業務の検討状況及び進捗状況を書面により説明し、及び報告すること。

また、各業務の意図及び内容については甲に総合的な説明を行い、必要な事項等については甲の方針をあらかじめ確認すること。

第2章 業務の実施

1 業務の着手

乙は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。ここでいう「着手」とは、乙が業務の実施のために、甲との打合せを開始することをいう。

2 業務条件

乙は、次の事項を遵守すること。

- (1) 管理責任者として著しく不相当と甲がみなした場合は、乙は速やかに適正な措置を講じるものとする。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、甲とは常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (3) 甲、関係機関等との協議に係る事項については協議録を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- (4) 業務の実施日時及び業務の遂行に当たっては、甲と打合せのうえ、施設の供用

に係る影響が最小限になるよう配慮すること。

- (5) 施設、園路等に破損や汚損などのないよう十分に留意しながら慎重に業務を遂行すること。損害を与えた場合は、甲に直ちに報告すること。
また、車両、重機等により路面に損傷を与える恐れのある箇所には鉄板等の耐久物を使用し、事故防止を図ること。
- (6) 甲、乙、施設利用者等の安全を確保するため、保安要員や交通誘導員を配置するなどの必要な措置を講じること。くわえて、通路、園路等に養生、資材等を放置するなどにより、施設利用者等の通行を妨げないこと。
- (7) 業務が完了した段階で養生、資材等を速やかに撤去し、及び回収を行うこと。
また、履行場所を清掃し、残材を放置しないこと。
- (8) 服装の統一、名札や腕章の着用等により、作業員が本業務の従事者であることを認識できるようにすること。また、本業務に関係のない場所に立ち入らないこと。
- (9) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の主な法令、関係法令その他の関係図書（本町の指示した文書を含む。）に従うこととする。

- ・ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- ・ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）
- ・ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号） 等

4 事故防止と補償

業務を遂行するに当たっては、事故の防止に万全を期すること。万一、次に掲げる事故が生じた場合は、乙の責任において修繕し、弁償し、又は賠償すること（乙は、事故が生じた場合に備えて損害賠償に対応できる保険にあらかじめ加入しておくこと）。

- (1) 甲、乙、施設利用者等の人身事故
- (2) 車両、重機等による全ての車両事故
- (3) 園路、植栽、建物及びそれらに付随する設備に対する事故
- (4) その他契約期間中の乙の管理責任に基づく事故

5 提出書類

乙は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

ア 業務計画書（業務方針、作業方法、作業工程等）

イ 採用する設備、器具、機能等の概要

ウ 協議録その他甲が指示するもの

(2) 業務完了時

ア 完了通知書

イ 成果物納入届

ウ 請求書

エ 保守・メンテナンス作業に関するマニュアル（内容、方法、頻度等）

オ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等

カ 協議録その他甲が指示するもの

6 貸与品

(1) 本業務の遂行に当たり必要な資料がある場合は、契約締結後に貸与する。

(2) 乙は、本業務が完了した後又は契約が解除された後、速やかに貸与された資料を甲に返還しなければならない。

なお、甲から貸与された資料を複写した場合においても、同様とする。

(3) 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。損傷した場合は、乙の責任と費用負担において修復するものとする。

(4) データの漏えい、滅失、事故等の予防に十分留意し、信頼性及び安全性を確保すること。

7 成果物

(1) 業務報告書（「5 提出書類」に加え、コンテナトイレ設置前・中・後における写真を添付するなど、分かりやすく取りまとめること。）

(2) 必要部数

(1)について、製本2部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。

(3) 成果物の著作権は、甲に無償で譲渡する。

(4) 業務完了後15年間は乙において成果物の写しを保存する。ただし、甲が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りでない。

(5) 乙は、甲が指示した場合は、履行期間中においても成果物の部分引渡しを行わ

なければならない。ただし、事業の進捗状況等により部分引渡しが著しく困難と認められる場合は、この限りでない。

8 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、乙から完了通知書が提出された後に調整する。
- (2) 乙は成果物その他検査に必要な資料を準備し、検査日時までに甲に提出しておかなければならない。
- (3) 甲は、乙立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
 - ア 成果物の検査
 - イ 業務履行状況の検査（業務の状況について、協議録等により検査を行う。）
- (4) 検査に合格しなかった場合は、乙は直ちに修補しなければならない。修補の期限及び修補完了の検査については、甲の指示に従うこと。

9 費用負担及び業務料の支払い

- (1) 費用負担
乙は、本業務を履行するに当たって必要となる備品、消耗品等の費用を負担すること。本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。
- (2) 業務料の支払い
甲において成果物の検収が完了した後、乙からの請求により支払う。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、甲が定めるものとする。